

船舶等の対応措置(台風襲来・暴風時)

【喜入港、鹿屋港】

勧告区分	船舶の対応			
	大型船・中型船			小型船
	危険物積載船舶	一般船舶	作業船	
警戒勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○関係情報の収集 ○荷役・作業中止の検討を行い、荷役中止基準に該当する場合は中止 ○港外退避の検討又は係留強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係情報の収集 ○荷役・作業中止の検討を行い、状況に応じて荷役・作業中止 ○港外退避の検討又は係留強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係情報の収集 ○作業中止の検討を行い、作業中止基準に該当する場合は中止 ○港外退避の検討又は係留強化 ○作業用資機材等の流出防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係情報の収集 ○陸揚げ固縛又は係留強化
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○荷役・作業中止 ○港外退避又は係留強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○荷役・作業中止 ○港外退避又は係留強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○作業中止 ○港外退避又は係留強化 ○作業用資機材等の流出防止措置 	

※喜入港は、台風の進路、規模によりその影響が異なる港であるため、船長及び船舶管理者は常に台風の動静を把握するものとする。

注) 大型船: タグボート等の補助船、パイロットを必要として単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船: 大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船: プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。